



平成17年
7月15日号

No.16

●毎月5・15・25日発行

広報 かもがわ

●編集発行・鴨川市総務部市長公室
広報広聴係
●電話・04(7093)7827
●FAX・04(7093)7850
●住所・〒296-8601 鴨川市横渚1450
●ホームページ
http://www.city.kamogawa.lg.jp/



本多市長から直接
回答を差し上げます

あなたのアイデアを市政に 「市長への手紙」 ご利用 ください

「道路が狭くて危険です」「子どもたちが遊べる公園を増やして」。市では、皆さんのアイデアや要望を市政に生かす、「市長への手紙」制度を設けています。寄せられた手紙は、すべて本多市長が開封。内容を拝見した後、本人から直接

回答を差し上げています。これまでに、道路や公園などの都市整備や福祉サービス、環境美化、観光・産業振興、教育、職員の服務などについてのアイデアや要望、苦情などをいただき、住みよいまちづくりのヒントとして活用しています。専用の用紙と封筒は、市役所や支所などに備えてあります。郵送料は無料。どうぞ、地域振興や行政サービスの充実について、建設

的な意見や新しい発想をお寄せください。詳しくは、市長公室（☎7093）7827へお問い合わせください。



専用の用紙と封筒で投函を

■「市長への手紙」制度
▽設置場所 市役所ロビー、天津小湊支所、市民サービスセンター、ふれあいセンター、各出張所など
▽郵送料 無料（備え付けの封筒で投函ください）
▽記入内容 市政への要望や意見、新市まちづくりへのアイデアなど
※匿名ですと回答を差し上げられません。できるだけ住所、氏名、電話番号なども記入ください

追加事業の1つである市立公園整備事業は、太海多目的の公益用地内に「仮称鴨川市合併記念公園」を設置するものです。施設の面積は6.2ha。野外ステージや自然散策路

条例の制定など24議案を可決

6月定例会市議会



24議案を可決した6月議会

6月7日に開会し、18日間の会期で審議が行われていた第2回鴨川市議会定例会（6月議会）は、24議案を原案可決し、6月24日に閉会しました。議案は当初、条例の制定や平成17年度補正予算など20件でしたが、最終日に人事案件など4件が追加上程されました。可決された議案の主な内容は、次のとおりです。

『総合計画審議会』を設置 特別職給料の減額を拡大に

■条例の制定
▽総合計画審議会設置条例
新市まちづくりの基本となる「総合計画」策定にあたり、調査や会議を行う審議会を設置するもので、委員数は20人以内。市議会議員と識見者で構成されます。
▽特別職の給料額の特例を定める条例

市長・助役・収入役・教育長の給料月額を減額するものです（**右下補足①**）。
▽嶺岡自然キャンプ場の設置・管理条例
嶺岡キャンプ場が県から市に移譲されたことから、名称を「鴨川市嶺岡自然キャンプ場」としたほか、施設の利用期間、利用方法などを定めました。

■人事案件

市固定資産評価員に北小町1-158-松本恭一氏（58）の選任が同意されました。

■追加議案

▽損害賠償額の決定と和解
市営芝浜プールの事故について損害賠償額の決定と和解です（**右下補足②**）。
▽人権擁護委員の推薦
佐藤八重子氏の後任として、新たに粟斗773・久

■平成17年度補正予算

新・鴨川市の一般会計は、新市長による政策的経費など4億8522万円を追加。総額は130億1322万円となりました。

鯛の浦公衆トイレの建設など 4億8522万円を追加補正

主な追加事業は、鯛の浦公衆トイレの建設や公共交通対策、環境基本計画の策定、消防ポンプ自動車の整備、市立公園の整備、天津小湊清掃センターの補修、

（補足①）特別職の給料をさらに減額

市では、厳しい地域経済や財政状況を踏まえ、市長、助役、収入役、教育長の給料を、次のとおり減額します。削減率は、市長30%（現行10%）、助役15%（同10%）、収入役12%（同10%）、教育長10%（同10%）です。なお、減額の期間は7月から平成18年3月まで。これにより、年間515万円の削減効果が見込まれています。

（補足②）市営プール事故に1億円で和解

市営芝浜プールの事故は、平成12年7月に発生。東京都在住の会社員男性（当時34歳）がスタート台（高さ50cm）から飛び込んだ際、水深1.1mの水底に頭部を強打、頸椎（けいつい）を損傷し、手足がマヒする後遺症を負いました。男性は、プールの安全管理に問題があったとして、総額2億5517万円の損害賠償を求めて市を提訴しました。市では20回以上におよぶ裁判手続きを通じ、利用者の自己責任などについて主張してきました。しかしながら昨年10月、市が1億円を支払う和解案が東京地方裁判所から提示され、「公共の福祉を使命とする自治体として、被害者救済を早急にすべき」との考えから、これに応じたものです。なお、和解金は、市が加入している損害賠償責任保険などで全額賄われます。市では今後、このような事故が起こらないよう、公共施設の安全管理に万全を期していきます。



市民公園の整備予定地（太海多目的の公益用地内）

追加事業の1つである市立公園整備事業は、太海多目的の公益用地内に「仮称鴨川市合併記念公園」を設置するものです。施設の面積は6.2ha。野外ステージや自然散策路

アスレチックコースなどを備えた新市のシンボル施設として、市民の憩いとふれあいの場が創出されます。公園整備費には「合併特例債」が活用されます。この特例債は、合併市町村が行うまちづくり事業の財源として、借り入れることができる地方債です。事業費の約95%に充当ができ、さらに、元利償還金の70%が国からの交付税で賄われます。大変有利な特定財源により、公益用地取得や公園整備が可能になるほか、新たな投資的経費や市民サービスへの財源も確保されます。市では今後、「合併特例事業」の全体計画を定め、有利な財源を新市のまちづくりに役立てていきます。

「学園のまちづくり通信」を発刊（市政協力員を通じて配布）

市では、「学園のまちづくり通信」を作成。7月中に、市政協力員（区長・町内会長・隣組長さん）を通じて各世帯に配布します。この冊子は、A4判4ページで、城西国際大学観光学部の誘致や市内に施設を持つ大学との交流事業など、学園のまちづくりに関する情報を紹介しています。隣組などに加入していない方は、お近くの出張所や市民サービスセンターでお受け取りください。詳しくは学園のまちづくり推進室（☎7093）7842へ。



「都市計画(素案)」の説明会

■日程・会場 ①7月17日（日）午前10時から市役所大会議室 ②7月20日（水）午後7時から中央公民館 ③7月21日（木）午後7時から東条公民館 ■問い合わせ 市都市建設課（☎7093）7835

として保存しました